

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。

（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。

（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

・購入時申込手数料 最大 3.85%（税込）

本手数料率は、IFAが媒介する取引の場合に適用されます。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

（例 1）口数指定で購入する場合（円貨決済）

購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いいただくことになります。

（例 2）口数指定で購入する場合（外貨決済）

購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、合計 103,300 米ドル（税込）お支払いいただくことになります。

（例 3）金額指定で購入する場合（〔 〕内は外貨決済を選択した場合の例）

100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

4. 当社の概要

- ・ 商号等 マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・ 本店所在地 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・ 設立 1999 年 5 月
- ・ 資本金 12,200 百万円
- ・ 主な事業 金融商品取引業
- ・ 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・ 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・ 連絡先 ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォー
ムからお問合せいただけます。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓 口：お客様ダイヤル

電話番号：固定電話 0120-846-365（無料）

：携帯電話・一部 IP 電話 03-6737-1666（有料）

受付時間：8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以 上

（2021 年 8 月）

KTM_TOUSHIN_2.0

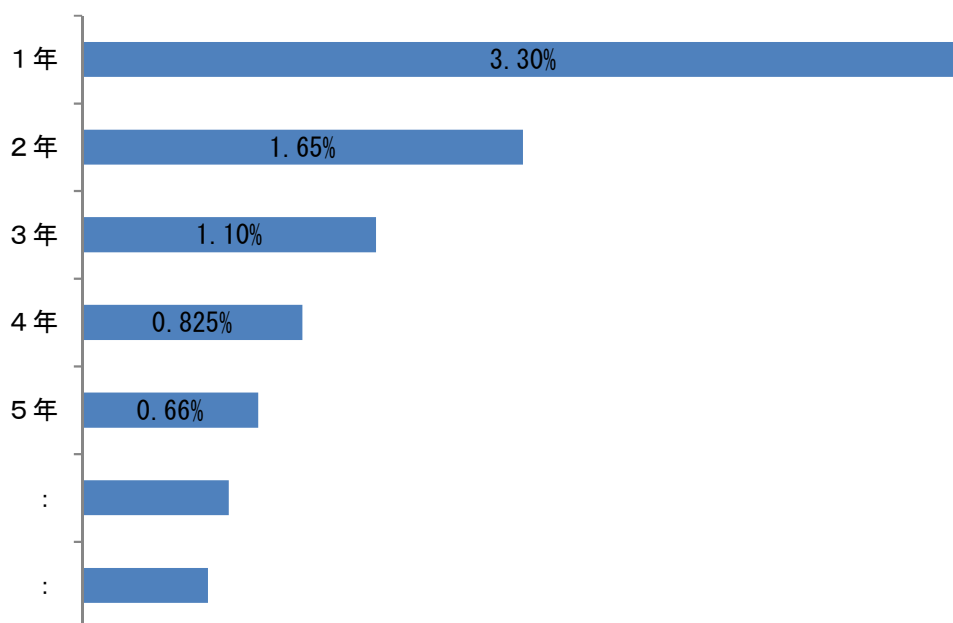
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3.3%（税込）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税込）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただくず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021年8月）

シュローダー 日本株 ESG フォーカス・ファンド

追加型投信／国内／株式



商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	日本	ファミリー ファンド

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、「一般社団法人投資信託協会」のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- この目論見書により行うシュローダー日本株 ESG フォーカス・ファンドの募集については、発行者であるシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年9月21日に関東財務局長に提出し、2021年9月22日にその届出の効力が生じています。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第90号

I 設立:1991年12月20日

I 資本金:4億9千万円(2021年6月末現在)

I 運用する投資信託財産の合計純資産総額:約4,138億円(2021年6月末現在)

I グループ会社全体の運用総額:7,004億英ポンド(約107兆円)
(2021年6月末現在、1英ポンド=153.32円換算)

照会先

インターネットホームページ
<http://www.schroders.co.jp/>電話番号
03-5293-1323 [受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで]

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、左記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドに関する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は左記委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において固有財産等と分別管理されています。
- 請求目論見書は販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分お読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

わが国の株式に投資し、信託財産の積極的な成長を目指した運用を行います。

ファンドの特色

① わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

- ファンドは、主としてシュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。)を通じて投資を行います。

② 銘柄選定にあたってはESGの観点を加味します。

- 株式の銘柄選択にあたっては、シュローダー・グループ*のアナリストによる定性評価におけるESG(環境・社会・ガバナンス)の観点を加味し、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資します。

③ ESGの観点を組み入れた運用アプローチに強みを持つシュローダー・グループ*が運用を担当します。

- 創業以来200年以上の歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループ、シュローダーの経験豊富な運用プロフェッショナルが運用を行います。
- マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の日本株式チームが運用を担当します。

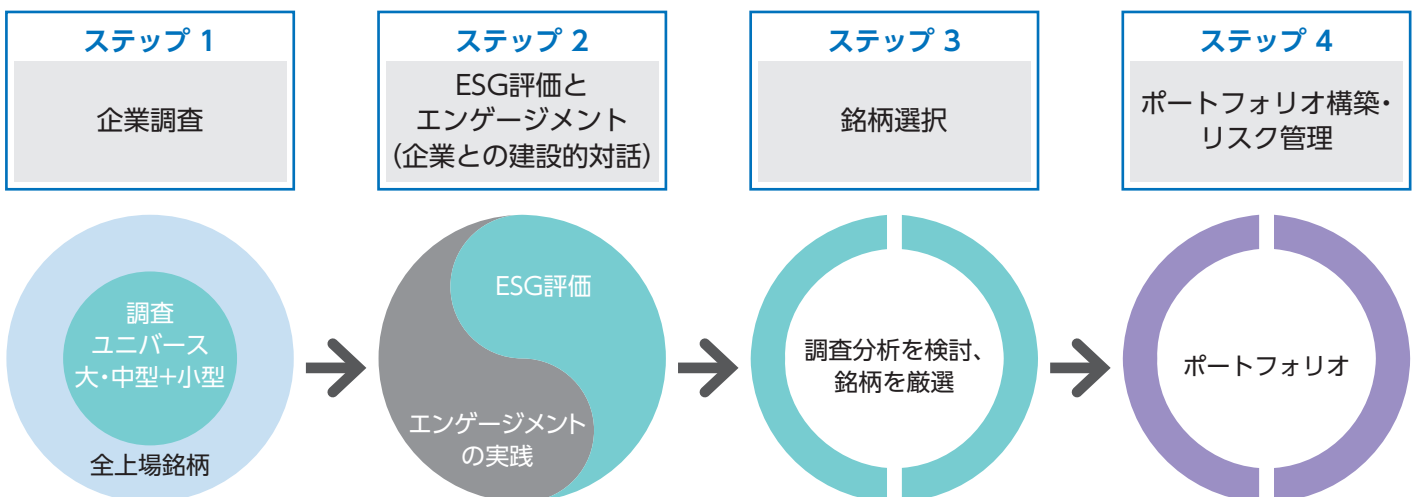
*シュローダー・グループとは、シュローダーplcを直接もしくは間接的に親会社とする会社等をいいます。

運用プロセス

シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド

企業調査により持続的に利益成長が期待されると判断する企業を発掘し、ESGの観点を重視した銘柄選択により集中投資を行います。

また、エンゲージメント(企業との建設的対話)による投資先企業の定性評価改善もリターンの源泉とします。



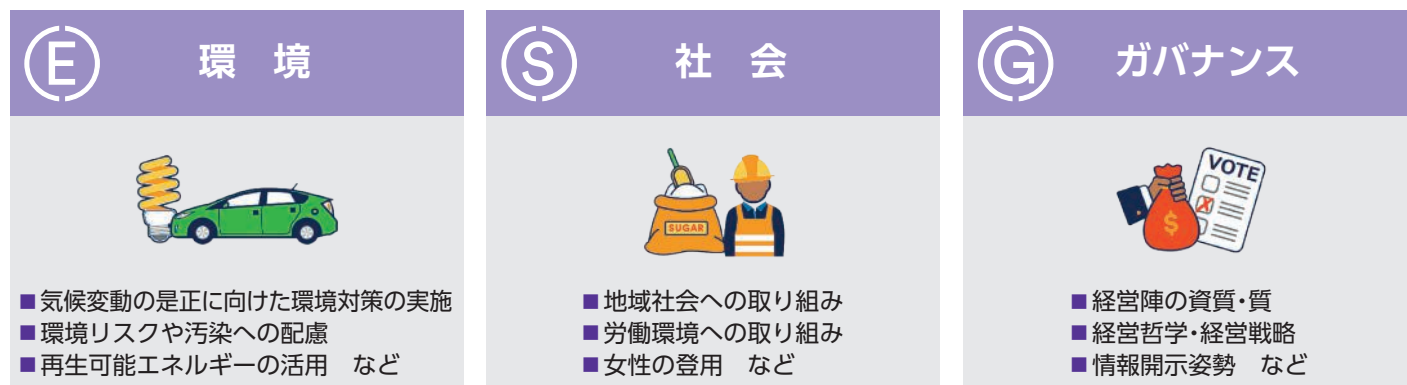
※上記の運用プロセスは、予告なく変更することがあります。

運用手法

伝統的な企業評価の尺度+ESG

当ファンドは銘柄選択にあたって、伝統的な企業評価に加えて、ESG(環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance))の観点を加味し、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資することで、中長期的な信託財産の成長を目指します。

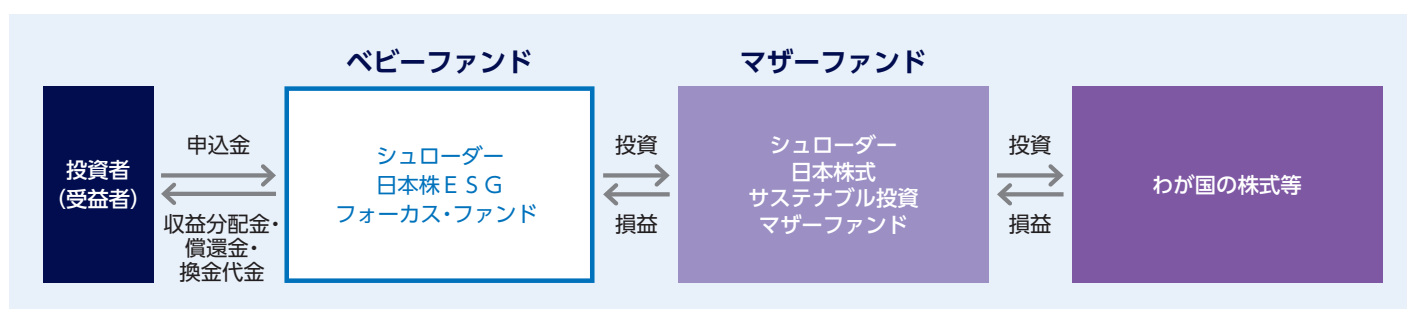
伝統的な企業評価の尺度 (利益率、キャッシュフロー、バランスシートの状況など)



※上記はESGを銘柄選択に取り入れる考え方をイメージ図で示したものであり、当ファンドの運用プロセスを示したものではありません。

ファンドの仕組み

■ ファンドは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式で運用を行います。



※本書において「実質的な主要投資対象」および「実質投資割合」とは、それぞれ、マザーファンドが投資する最終的な投資対象資産(株式等)およびその投資割合をいいます。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

分配方針

年1回の決算時(原則6月20日。休業日の場合は翌営業日。)に、以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準・市況動向等を勘案し委託会社が決定します。
なお、分配を行わないことがあります。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

基準価額の変動要因

- ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

組入株式の 価格変動リスク、 信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。それらにより組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

流動性に関する リスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

[ファミリーファンド方式に関する留意事項]

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの設定・解約等に伴う組入有価証券等の売買が行われた場合等には、組入有価証券等の価格変化や売買手数料の負担等により、ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

[現金等の組入に関する留意事項]

市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

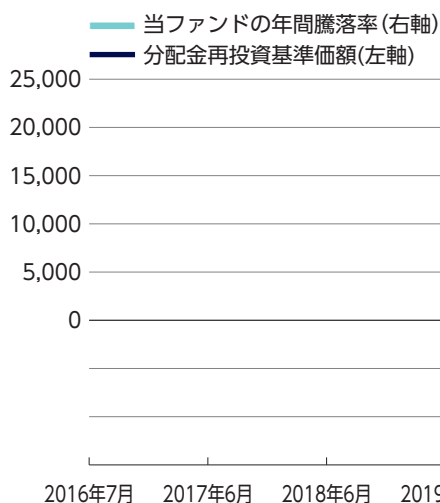
リスクの管理体制

運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。

参考情報

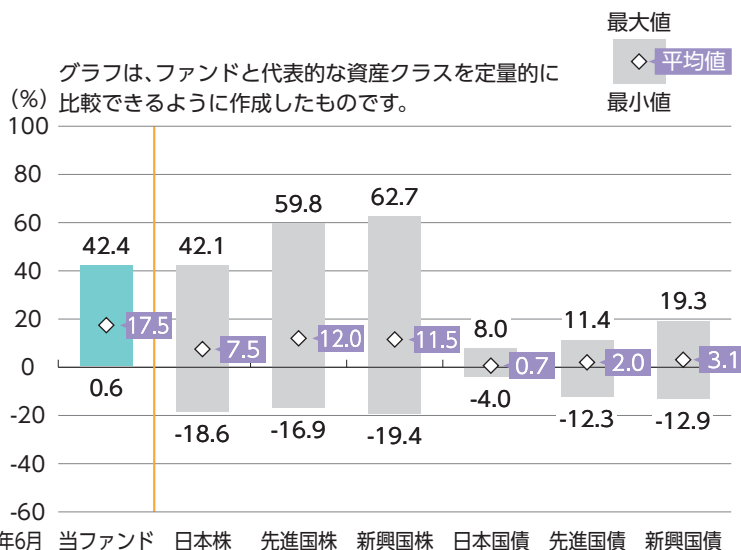
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2016年7月末～2021年6月末



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2016年7月末～2021年6月末



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

※年間騰落率は、2020年7月から2021年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2016年7月から2021年6月の5年間(当ファンドは2020年7月から2021年6月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIは、本資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。MSCIのデータを、他の指数やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用する、あるいは再配布することは禁じられています。本資料はMSCIにより作成、審査、承認されたものではありません。いかなるMSCIのデータも、投資助言や投資に関する意思決定を行うこと(又は行わないこと)の推奨の根拠として提供されるものではなく、また、そのようなものとして依拠されるべきものでもありません。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移



基準価額	13,391円
純資産総額	27百万円

※分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。
 ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※設定日:2019年7月26日

分配の推移

■ 分配金(1万口当たり、税引前)

決算期	2020年6月	2021年6月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円

主要な資産の状況

■ 組入上位業種

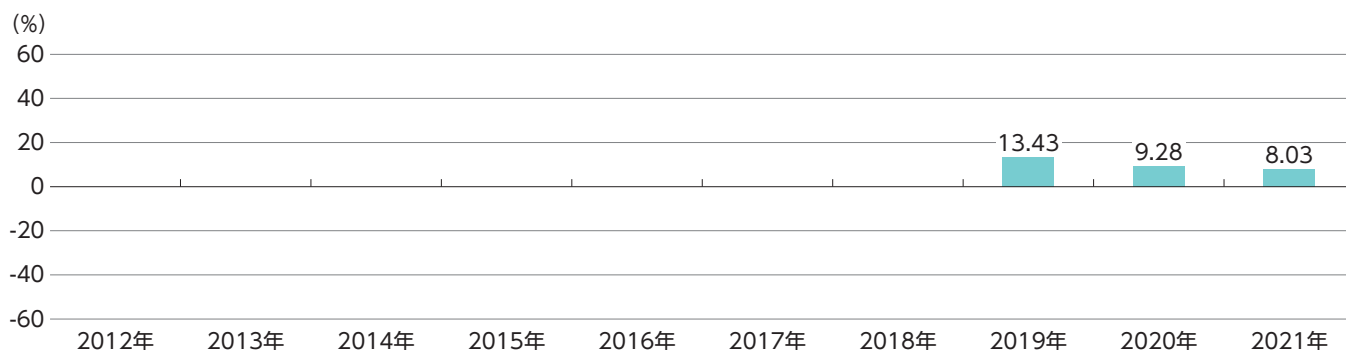
順位	業種名	投資比率(%)
1	機械	13.8
2	情報・通信業	12.1
3	電気機器	10.0
4	輸送用機器	10.0
5	医薬品	8.6
6	小売業	6.2
7	建設業	5.7
8	保険業	4.8
9	ゴム製品	4.5
10	卸売業	4.4

■ 組入上位銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率(%)
1	豊田自動織機	輸送用機器	3.3
2	アステラス製薬	医薬品	3.3
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.2
4	ブリヂストン	ゴム製品	3.1
5	東京海上ホールディングス	保険業	2.9
6	山丸	陸運業	2.9
7	キーエンス	電気機器	2.8
8	ニトリホールディングス	小売業	2.7
9	ダイキン工業	機械	2.7
10	SMC	機械	2.6

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移



※ファンドにベンチマークはありません。
 ※2019年7月26日が設定日のため、2018年以前の実績はありません。2019年は7月26日から12月末までの騰落率です。
 2021年は1月から6月末までの騰落率です。
 ※ファンドの騰落率は分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込日の基準価額。基準価額は1万口当たりとします。
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から販売会社にてお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。
購 入 の 申 込 期 間	2021年9月22日から2022年3月18日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。
購入・換金申込受付の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他流動性の 極端な減少等合理的な事情が生じた場合には、ファンドの購入・換金の各申込みの受付けを 中止すること、あるいは、すでに受付けた各申込みの受付けを取り消すことがあります。
信 託 期 間	2029年6月20日まで(2019年7月26日設定)
繰 上 償 還	受益権口数が30億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。
決 算 日	原則、毎年6月20日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 販売会社との契約によっては、再投資が可能です。 なお、分配を行わない場合があります。
信 託 金 の 限 度 額	4,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年6月の決算時ならびに償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている 受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 ■公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額 投資非課税制度)の適用対象です。 ■配当控除の適用があります。 ■益金不算入制度は適用されません。
基準価額の新聞掲載	基準価額は、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「ESG日本株」として掲載されます。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日の基準価額に 3.30% (税抜3.00%) を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信 託 報 酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.298% (税抜1.18%) 。 運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。													
	<table><thead><tr><th colspan="2">配分(年率/税抜)</th><th>役務の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>委託会社</td><td>0.60%</td><td>ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表 運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への 情報提供資料の作成等</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>0.55%</td><td>運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>0.03%</td><td>ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等</td></tr></tbody></table>		配分(年率/税抜)		役務の内容	委託会社	0.60%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表 運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への 情報提供資料の作成等	販売会社	0.55%	運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等	受託会社	0.03%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等
	配分(年率/税抜)		役務の内容											
	委託会社	0.60%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表 運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への 情報提供資料の作成等											
販売会社	0.55%	運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等												
受託会社	0.03%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等												
その他の費用・ 手 数 料	法定書類の作成等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等 ファンドの純資産総額に対して 年率0.11% (税抜0.10%) を 上限 とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。													
	組入有価証券の売買委託手数料等 ファンドからその都度支払われます。 ※運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。													

※上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用がある場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2021年6月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

シュローダー・グループ

- 1804年の創業以来、**200年**を超える歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループです。
- 英国ロンドンを本拠地とし、グローバルで幅広い資産運用サービスを展開しています。
- 運用資産総額は約**107兆円*** (7,004億英ポンド)に上ります。
- **1870年**(明治3年)、日本政府が初めて起債した外債の主幹事として、日本初の鉄道敷設(新橋駅ー横浜駅間)の資金調達に貢献しました。
- **1974年**、東京に事務所を開設。年金基金、機関投資家、個人投資家向けに、資産運用サービスを提供しています。

2021年6月末現在。* 1英ポンド=153.32円換算。

Schroders

シュローダー・インベストメント・マネジメント